

公表の対象となる用途の区分について

消防法施行令別表第1 抜粋（特定防火対象物）

建物の種類 (項別)		用途等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	二	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
(4)	ロ	飲食店
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ	病院、診療所等
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第

		<p>七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二 第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービス を行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。）、地域 活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同 条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四 項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設 (短期入所等施設を除く。)</p>
	二	幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は (九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)		地下街
(16の3)		建築物の地階 ((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して 設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六) 項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)